

令和8年度 水質検査計画



写真:上勢頭配水池

北谷町上下水道部

目 次

水質検査計画の内容

1. 基本方針	1
2. 水道事業の概要	1
3. 水道水の状況及び水質管理上留意すべき事項	2
4. 検査地点	3
5. 水質検査項目及び検査頻度	4
6. 水質検査の方法	8
7. 臨時の水質検査	8
8. 水質検査の委託	8
9. 水質検査結果の公表、評価及び水質検査計画の見直し	9
10. 水質検査の精度と信頼性保証	9
11. 関係者との連携	9
12. 令和7年度 水質検査結果表（別紙1-1～1-6）	別紙

令和8年度 北谷町水質検査計画

1. 基本方針

北谷町は、沖縄県企業局（水道用水供給事業体）から浄水を受水（購入）し、町内全域に水道水を供給している水道事業体です。従って、水源や浄水過程における水質管理等は沖縄県企業局が担っております。

受水後の町内に設置された蛇口（給水栓）から出る水道水については、本町が水質基準に適合し安全であることを確認する必要があるため、以下の計画に基づいて水質検査を実施します。

（1）検査地点

水道法の水質基準が適用される給水栓にて水質検査を実施します。場所の選定にあつては、水道施設の構造等を考慮し、供給する水について水質基準の適否判断が可能な場所を選定します。

（2）検査項目

水道法に基づく検査項目（水質基準52項目、色、濁り、消毒の残留効果）、水質基準を補完する項目である水質管理目標設定項目及び水道水がより安全で良質であることを確認するために行うその他必要項目とします。

（3）検査頻度

水道法及び過去の検査結果に基づき、項目ごとに検査頻度を設定して実施します。

2. 水道事業の概要

北谷町では水源や浄水場を持っていないため、沖縄県企業局の管理する北谷浄水場から1箇所の分岐点で浄水を受水し、3箇所の配水池から町内全域へ水道水を供給しています。配水状況及び水道施設の概要については以下のとおりです。なお、水源の状況や原水の水質、浄水施設等の詳細については、沖縄県企業局ホームページをご覧ください。

（1）令和7年度における給水状況は下表のとおりです。

表1 給水状況

項目	内容	備考
給水区域	北谷町内全域	
給水人口	28,042人	R7年3月末
普及率（%）	100%	R7年3月末
給水戸数（戸）	13,381戸	R7年3月末
水源種別	100%浄水受水	北谷浄水場
一日最大給水量（m ³ ）	15,327 m ³	R8年2月末
一日平均給水量（m ³ ）	14,062 m ³	R8年2月末

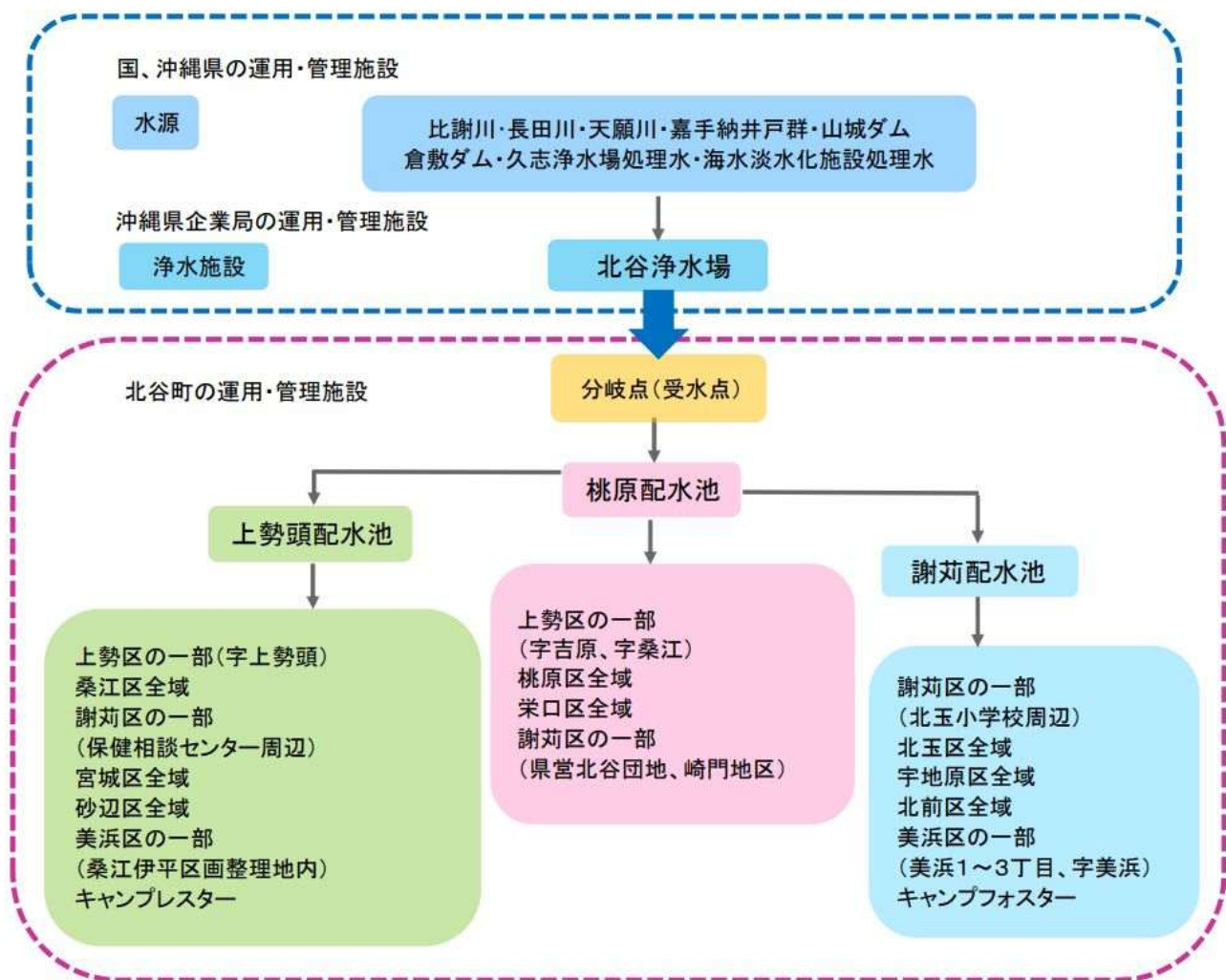


図1.水道施設概略図

3. 水道水の状況及び水質管理上留意すべき事項

(1) 水道水の状況

北谷町は、沖縄県企業局が管理する北谷浄水場で処理された水を町内全域に供給しております。北谷浄水場水源の状況、原水の水質、浄水施設及び沖縄県企業局水質検査計画については、沖縄県企業局ホームページからご覧いただけます。

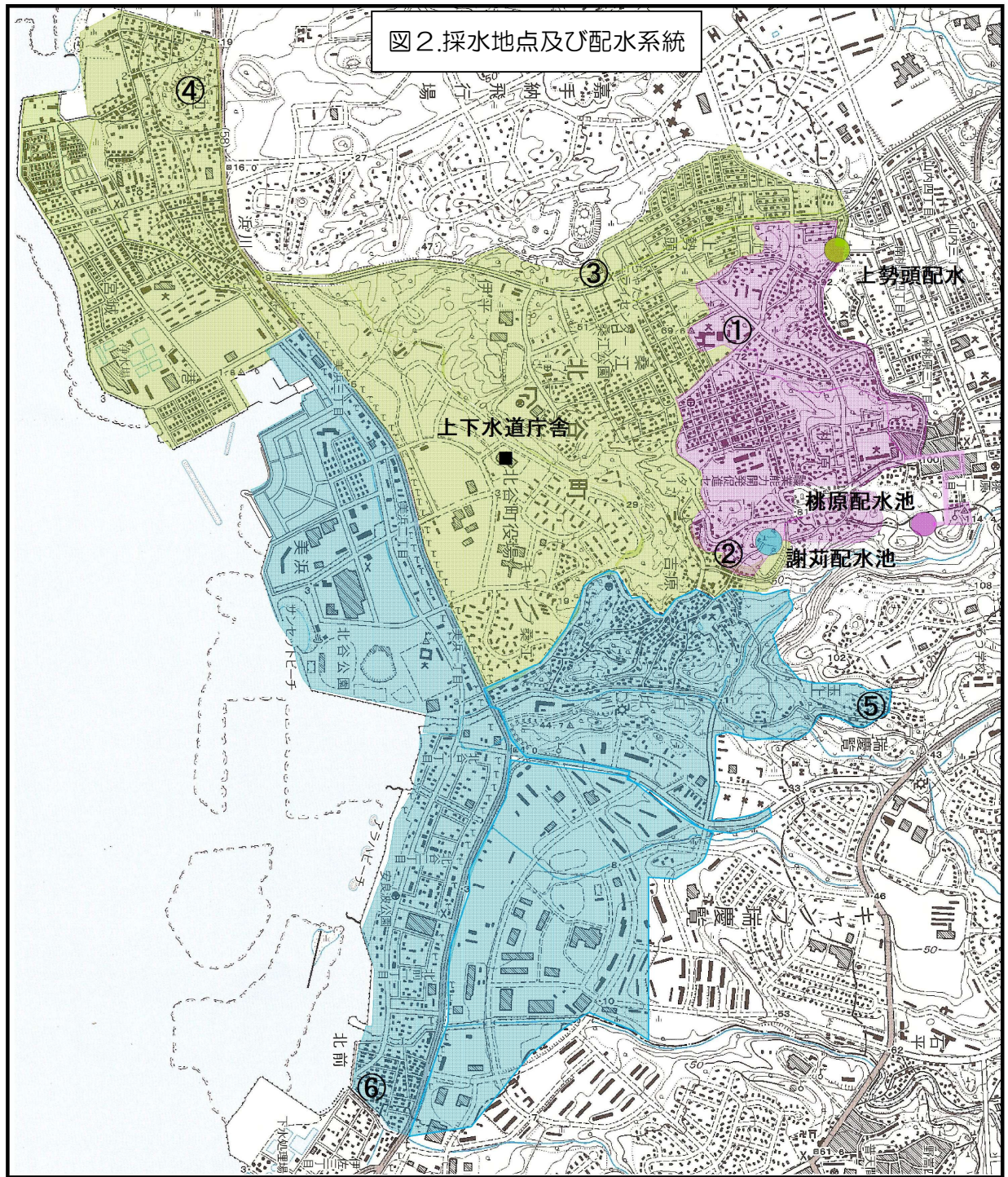
本町で実施した令和7年度水質検査の結果は別表1-1から別紙1-6のとおりで、水道法による水質基準にすべて適合し安全であることを確認しています。

(2) 水質管理上の留意すべき事項

水道を供給する上で、配水管の老朽化による赤さび等の流出や長時間の滞留水の発生が水質に影響を及ぼす可能性があります。老朽管の更新や滞留水の待機的な排水作業などを実施し、水質管理に努めます。

4. 検査地点

- (1) 検査地点は、配水系統ごとに2ヶ所ずつ選定し計6箇所を設定します。
 水質検査は、6箇所のうち配水系統ごとに3箇所にて検査を行います。



配水系統	番号	水質検査地点(採水場所)
桃原配水池	①	北谷町字桑江556-1(学校給食センター)
	②	北谷町字吉原130
上勢頭配水池	③	北谷町字上勢頭837-1(老人福祉センター)
	④	北谷町字砂辺469
謝苺配水池	⑤	北谷町字玉上47
	⑥	北谷町字北前276(北前公民館)

5. 水質検査項目及び検査頻度

水質検査項目は、水道法で義務づけられている「1日1回以上行う検査項目（毎日検査項目）」及び「水質基準項目」、加えて水質管理上留意すべき「水質管理目標設定項目」があります。そのほか、独自に「自主検査項目」を設定し水質管理を行います。

(1) 1日1回以上行う検査項目（毎日検査項目）及び自主検査項目

表2. 毎日検査項目

番号	区分	項目名	評価	検査頻度
1	毎1	色	異常なし	365日/年
2	毎2	濁り	異常なし	365日/年
3	毎3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	365日/年
4	自1	水温	異常でないこと	365日/年

毎：毎日検査項目

自：自主検査項目

(2) 水質基準項目：水質基準に関する省令に基づく水質基準52項目は表3-1に示します。

令和8年4月1日から「PFOS及びPFOA」の項目が追加され、水道水質基準は52項目（健康に関する項目32項目、生活に関する項目20項目）となります。

水質基準52項目については、過去の水質検査結果の状況等から省略あるいは頻度を3年に1回とすることができる項目においても、水質が安定して良好であることを確認するため、検査頻度を減らさずに年1回全項目検査（52項目）を行います。

検査頻度は別表3-2に示します。

ア 1月に1回以上（毎月検査）：水質基準52項目のうち基本的項目

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、カルシウム・マグネシウム硬度、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度の10項目（表3-2 桃色の項目）

イ 3月に1回以上（年に4回）：19項目（表3-2 黄色の項目）

ウ 1年に1回以上：23項目（表3-2 水色の項目）

表 3-1 水質基準に関する省令に基づく水質基準 52 項目

番号	区分	項目名	水質基準値
1	基1	一般細菌	100個/ml以下
2	基2	大腸菌	検出されないこと
3	基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下
4	基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下
5	基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下
6	基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下
7	基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下
8	基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下
9	基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下
10	基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下
11	基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下
12	基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下
13	基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下
14	基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下
15	基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下
16	基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
17	基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下
18	基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
19	基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下
20	基20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/l以下
21	基21	ベンゼン	0.01mg/l以下
22	基22	塩素酸	0.6mg/l以下
23	基23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下
24	基24	クロロホルム	0.06mg/l以下
25	基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下
26	基26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下
27	基27	臭素酸	0.01mg/l以下
28	基28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下
29	基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下
30	基30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下
31	基31	ブロモホルム	0.09mg/l以下
32	基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下
33	基33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下
34	基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下
35	基35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下
36	基36	銅及びその化合物	1.0mg/l以下
37	基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下
38	基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下
39	基39	塩化物イオン	200mg/l以下
40	基40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下
41	基41	蒸発残留物	500mg/l以下
42	基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下
43	基43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下
44	基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下
45	基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下
46	基46	フェノール類	0.005mg/l以下
47	基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下
48	基48	pH値	5.8以上8.6以下
49	基49	味	異常でないこと
50	基50	臭気	異常でないこと
51	基51	色度	5度以下
52	基52	濁度	2度以下

表 3-2 検査頻度（水質基準 52 項目）

番号	区分	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由	
1	基1	一般細菌	×	1回/月		1回/月	省略不可項目	
2	基2	大腸菌	×	1回/月		1回/月		
3	基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため	
4	基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年		
5	基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年		
6	基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年		
7	基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年		
8	基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年		
9	基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月		
10	基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月		1回/3月		省略不可項目
11	基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
12	基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年		
13	基13	ホウ素及びその化合物	×	1回/3月		1回/3月	海水を原水とするため省略不可項目	
14	基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため	
15	基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年	1回/年		
16	基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年	1回/年		
17	基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年	1回/年		
18	基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年	1回/年		
19	基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年	1回/年		
20	基20	PFOS及びPFOA	○	1回/3月	1回/6月	1回/3月		省略不可項目
21	基21	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年	1回/年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
22	基22	塩素酸	×	1回/3月		1回/3月		省略不可項目
23	基23	クロロ酢酸	×	1回/3月		1回/3月		
24	基24	クロロホルム	×	1回/3月		1回/3月		
25	基25	ジクロロ酢酸	×	1回/3月		1回/3月		
26	基26	ジブromoklorometan	×	1回/3月		1回/3月		
27	基27	臭素酸	×	1回/3月		1回/3月	消毒に次亜塩素酸を用いているため、省略不可項目	
28	基28	総トリハロメタン	×	1回/3月		1回/3月	省略不可項目	
29	基29	トリクロロ酢酸	×	1回/3月		1回/3月		
30	基30	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月		1回/3月		
31	基31	ブロモホルム	×	1回/3月		1回/3月		
32	基32	ホルムアルデヒド	×	1回/3月		1回/3月		
33	基33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため	
34	基34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/3月	性状確認のため	
35	基35	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため	
36	基36	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため	
37	基37	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	性状確認のため	
38	基38	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため	
39	基39	塩化物イオン	×	1回/月		1回/月	省略不可項目	
40	基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	1回/月	過去の検査結果が基準値の 1/2 以下であるが、性状確認等のため	
41	基41	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	1回/3月	基準値の 2分の1 以上のため基本検査頻度とする	
42	基42	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため	
43	基43	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年	1回/年	原因藻類の発生の恐れ低いため、年1回とする	
44	基44	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年	1回/年		
45	基45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3月	1回/3月	基準値の 1/10、1/5 の判断ができないため基本頻度とする	
46	基46	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため	
47	基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月		1回/月	省略不可項目	
48	基48	pH値	×	1回/月		1回/月		
49	基49	味	×	1回/月		1回/月		
50	基50	臭気	×	1回/月		1回/月		
51	基51	色度	×	1回/月		1回/月		
52	基52	濁度	×	1回/月		1回/月		

※省略可能な項目について、過去3年間の値が基準値の1/10以下であれば1回/3年まで省略可、基準値の1/5以下であれば1回/1年まで省略可。

1回/月 10項目 1回/3月 19項目 1回/年 23項目

(3) 北谷町において水質管理上必要とする水質検査項目及び要検討項目と検査頻度

ア 水質管理目標設定項目

水源の種別によって着目すべき事項が26項目提示されていますが、北谷町では表4-1のとおりPFOS及びPFOAの項目を含めた15項目において実施します。

検査頻度は表4-2に示します。特に、従属栄養細菌は今後、基準項目の一般細菌と置き換えが予定されていることから年4回の頻度で検査します。

表4-1 水質管理目標設定項目 検査項目(15項目)

番号	区分	項目	目標値	検査方法
1	目1	アンチモン	0.02mg/l以下	ICP-MS法
2	目2	ウラン	0.002mg/l以下(暫定)	ICP-MS法
3	目3	ニッケル	0.02mg/l以下	ICP-MS法
4	目5	1,2ジクロロエタン	0.004mg/l以下	パージ・トラップ-GC-MS法
5	目8	トルエン	0.4mg/l以下	パージ・トラップ-GC-MS法
6	目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/l以下	溶媒抽出-GC-MS法
7	目13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/l以下(暫定)	溶媒抽出-GC-MS法
8	目14	抱水クロラール	0.02mg/l以下(暫定)	溶媒抽出-GC-MS法
9	目19	遊離炭酸	20mg/l以下	滴定法
10	目20	1,1,1トリクロロエタン	0.3mg/l以下	パージ・トラップ-GC-MS法
11	目21	メチルセブチルエーテル	0.02mg/l以下	パージ・トラップ-GC-MS法
12	目23	臭気強度(TON)	3以下	官能法
13	目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上で極力0に近づける	計算法
14	目28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2000以下(暫定)	R2A寒天培地法
15	目29	1,1ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	パージ・トラップ-GC-MS法

表4-2 検査頻度(水質管理目標設定項目)

番号	区分	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
1	目1	アンチモン及びその化合物	○	なし	検査不要	1回/年	安全確認等のため
2	目2	ウラン及びその化合物	○	なし	検査不要	1回/年	
3	目3	ニッケル及びその化合物	○	なし	検査不要	1回/年	
4	目5	1,2ジクロロエタン	○	なし	検査不要	1回/年	
5	目8	トルエン	○	なし	検査不要	1回/年	
6	目9	2-エチルヘキシル	○	なし	検査不要	1回/年	
7	目13	ジクロロアセトニトリル	○	なし	検査不要	1回/年	
9	目19	遊離炭酸	○	なし	検査不要	1回/年	性状確認等のため
10	目20	1,1,1トリクロロエタン	○	なし	検査不要	1回/年	
11	目21	メチルセブチルエーテル	○	なし	検査不要	1回/年	安全確認等のため
12	目23	臭気強度(TON)	○	なし	検査不要	1回/年	性状確認等のため
13	目27	腐食性(ランゲリア指数)	○	なし	検査不要	1回/年	安全確認等のため
14	目28	従属栄養細菌	○	なし	検査不要	1回/3月	
15	目29	1,1ジクロロエチレン	○	なし	検査不要	1回/年	

イ 要検討項目

影響がまだ明らかになっていないもの、水道水にどのくらい含まれるのかわからない項目として46項目提示されていますが、北谷町では表5-1のとおり住民の関心が高いPFHxSの検査の実施を年2回行います。検査頻度は表5-2に示します。

別5-1 要検討項目

番号	区分	項目	目標値	検査方法
1	要46	PFHxS	—	固相抽出LC-MS法

※要検討項目については、基準値及び目標値の定めはない

別5-2 検査頻度（要検討項目）

番号	区分	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
1	要46	PFHxS	○	なし	検査不要	1回/半年	安全確認等のため

※ 水質管理目標設定項目及び要検討項目については、水道法の検査が必要な項目ではない。

6. 水質検査の方法

- (1) 法令に基づく毎日検査は、自己検査（土日祝祭日は業者委託）とします。
- (2) 水質基準項目等の検査は、登録水質検査機関（国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者）への委託検査とします。
- (3) 水質基準項目等の検査方法については、国が定めた水道水の検査方法に基づいて行う。その他の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等に基づいて行います。

7. 臨時の水質検査

次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理が行うことができず、蛇口の水で水質基準値を超える恐れがある場合には、直ちに取水を停止して、必要に応じて臨時の水質検査を実施します。

- (1) 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき。
- (2) 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき。
- (3) 病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき。

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、蛇口の水の安全性が確認されるまで実施します。

8. 水質検査の委託

- (1) 1日1回以上行う検査項目（毎日検査）の土・日・休日に行う検査
町内の水道事業者へ水質検査を委託する。
- (2) 水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目、臨時の水質検査
水道法に規定する登録水質検査機関（国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者）に検査を委託する。

9. 水質検査結果の公表、評価及び水質検査計画の見直し

水質検査計画に基づいて行った水質検査結果については、本町のホームページで速やかに公表します。また、水質検査結果を水質基準や過去の検査結果等と照らし合わせ、翌年度の水質検査項目や検査頻度の見直しを行い翌年度の水質検査計画に反映させます。

さらに、下図のような工程でお客様（需要者）のご意見を計画に反映させるように努めます。

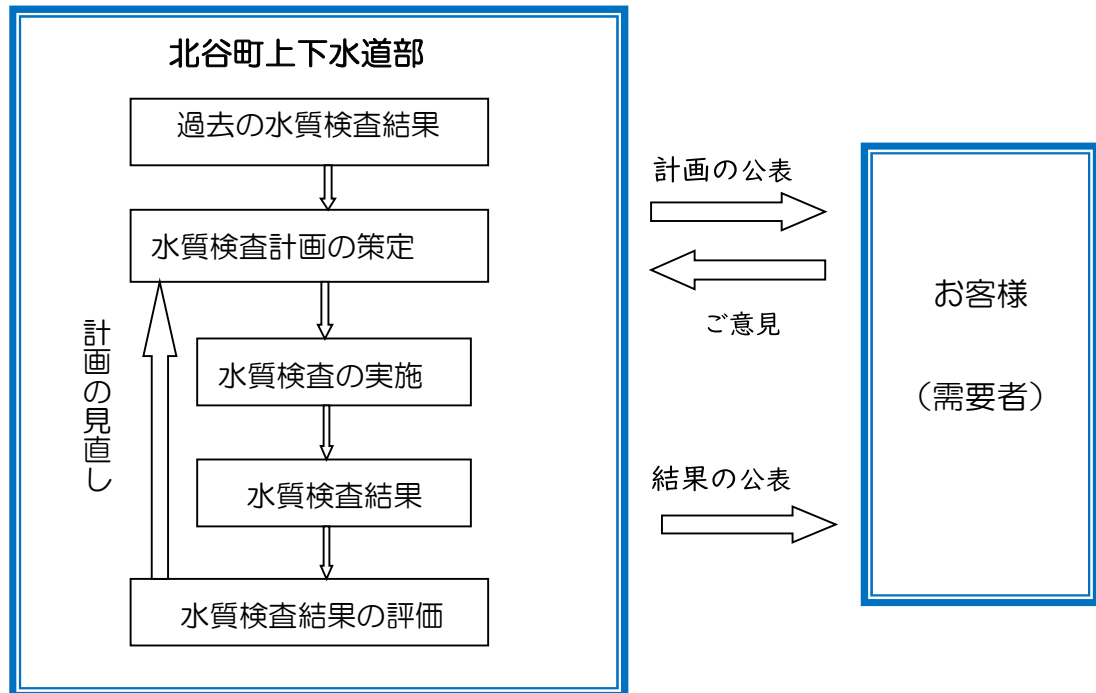


図.3 水質検査計画の概念図

10. 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査の実施に当たっては、その精度管理と信頼性の保証が重要であることから、次のことに留意して厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関に委託する。

- (1) 分析技術者や水道技術管理者等の人材が十分に確保されていること。
- (2) 高度の分析機器や精度の高い検査体制が整備されていること。
- (3) 品質保証や顧客サービスの向上に関する ISO の取得や特定計量証明事業者認定などを取得していること。
- (4) 毎年、国及び県等が実施する精度管理の評価試験において高い評価を得ていること。
- (5) その他、水質異常時に迅速な対応ができること。

11. 関係者との連携

水質に関する事故や水質異常が発生した場合は、沖縄県薬務生活衛生課へ報告するとともに、沖縄県企業局及び関係期間と連携して迅速に対策を講じます。